



Weekly Report

第2285回例会 2019年10月2日 国際ロータリー第2580地区

2019~20年度R1会長マークダニエル・マローニ 2580地区ガバナー 新本 博司 (那覇)

武蔵村山RC
第48代クラブ会長

嶋田 哲男

東京武蔵村山RC テーマ

「笑顔と和の心でロータリーを成長させよう」

本日の例会

2019~20年度R1テーマ

次回の例会

全員クラブ協議会



「JBCレフェリーとして」
吉田 和敏 様

【第2284回例会週報】2019年9月25日(水)

司会 比留間 孝司 会場運営委員

点 鐘 嶋田 哲男 会長

会務報告 嶋田 哲男 会長

斉 唱

奉仕の理想
ソングリーダー
薄井 政光 会員



出席報告

会員数	出席者数	出席率	前々回出席率修正
31名	24名	83.87%	なし

○事前メイクアップ
内野 均 会員 (東京福生RC)
藤野 豊 会員 (東京青梅RC)



- 10月の米山月間資料が届いております。
豆辞典各自メールBOXに入れてあります。
- R財団補助金およびグローバル補助金監査報告書が届いております。
- 4/23開催「地区研修協議会報告書」が登録出席者に届いております。
- 地区R財団委員会と忘年会
 - ・日時：12/10(火)
 - ・場所：東京アメリカンクラブ宴会場
 - ・登録料：14,000円当日
- 地区青少年奉仕委員会
 - ・日時：10/18(金) 会議15時～
 - ・会場：G事務所 地下会議室
 - ・懇親会5,000円(当日支払)
- 第3回多摩分区連絡会ご案内
 - ・日時:10/11(金)16時～
 - ・場所:石川酒造 新蔵
- 第3回多摩分区幹事会ご案内
 - ・日時：9/27(金)19時～
 - ・場所：四季魚貝料理「活魚」
 - ・会費：¥10,000
- 宮崎茂夫社会奉仕委員長より「R財団地区補助金プロジェクト申請書」が上がってきておりますので回覧致します。

幹事報告 佐藤 貢 幹事

○なし



委員会報告

○酒寄 好夫 親睦委員長

地区大会参加の申込を本日〆切ですが、変更の方は申出下さい。

○波多野 晃夫 プログラム委員長

- ・10月プログラム
- 2日 全員クラブ協議会
- 9日 卓話「JBCレフェリー吉田和敏様」
- 16日 卓話「米山奨学 徐倩(ジョイ)さん」
- 19日 (土) デエダラまつり
- 20日 (日) //
- 23日 振替 (デエダラまつり)
- 30日 // (多摩分区I・M)
- 31日 多摩分区I・M

卓話



「改正相続法概要」 榎本昭 会員

久しぶりの卓話ですが本日は相続についてお話致します。内容は2時間を費やす項目ですので、伊と皆様に関係する箇所を中心に進めたいと思います。相続⇒争続にならないように紛争の予防として対策を図り準備しておくことで安心です。

主なテーマ

- I 配偶者を保護するための居住権制度の創設
- II 遺産分割の改正点
- III 新しい遺言制度がはじまる
- IV 遺言執行者の権限が明確になる
- V 遺留分制度は、こう変わる
- VI 相続の効力等に関する見直し
- VII 特別の寄与～相続人以外の者を保護する制度～

I 配偶者居住権

1. 定義

原則として終身の間無償で生存配偶者が自宅に居住することができるとした定義の他、配偶者短期居住権と配偶者居住権の違いについて、要件・効果の比較まで詳しく説明を頂きました。

II 遺産分割の改正点

1. 持戻し免除の意思表示推定

改正相続法では、配偶者相続人に特別受益があった場合、一定の要件があれば「持戻し免除の意思表示推定」がなされます。持戻しの計算が免除されるということは配偶者相続人に有利な（つまり、他の相続人は不利な）遺産の承継が許容されることであり、配偶者相続人が保護される結果になります。

◇持戻し免除の意思表示推定「要件」とは

以下の3つの要件を満たした場合のみ、持戻しの免除の意思表示が推定されます（新903条4項）

- 1) 夫婦の一方である被相続人が他の一方に対してする遺贈又は贈与
- 2) 上記1)の夫婦の婚姻期間が20年以上にわたる
- 3) 遺贈又は贈与の対象物が、居住の用に供する建物又はその敷地

2. 預貯金の仮払い制度の創設

◆遺産分割前の場合

相続開始時の預貯金債権額の3分の1に、貯金引出しを求める共同相続人の法廷相続分を乗じた額

⑨引き出せる額は「標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情は勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を上限とする」とされているのです。（第909条の2）

◆裁判所が関与する場合

現行の家事事件手続法（200条の2）でも、遺産の仮分割が認められています。これにより共同相続人の一部の者から個別の預貯金債権の行使が可能ですが、「強制執行を保全とし、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するために必要な時」と要件が厳格で、預貯金を早期に現金化したい場面に対応することが難しくなっています。

◆遺産分割前に遺産が処分された場合

従来どおり、改正法でも遺産の分割前に遺産が処分された場合でも、相続人全員の同意があれば当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことが可能。（新906条の2）

III 新しい遺言制度がはじまる

1. 「一部手書き以外の自筆証書遺言」が解禁
国民がより自筆証書遺言制度を利用しやすいように、改正相続法では「相続財産の目録」の部分につき自書することが必須とされなくなりました。例えばパソコンで入力したものをプリントアウトする、登録事項証明書・預貯金通帳をバックして相続財産の目録とする、他人に代筆してもらうこのようなことも認められる。ただし、自書によらない相続財産の目録の全てのページに遺言者が署名し、押印しなければなりません。遺言書には公正証書と私製証書がありますが公正証書をお勧めします。

*相続についてもお気軽にご相談下さい。

ロータリー価格で相談は無料、着手は5割引きで対応します。

嶋田 哲男 会長より

榎本会員ありがとうございました。

プライベートのお話やわかりやすい事例等を交えた講義、大変勉強になりました。



ニコニコBOX

（小澤 秀人 親睦委員）

*嶋田哲男会長・佐藤真幹事⇒榎本昭会員、本日の卓話楽しみにしています。

◆ 今回計2,000円 累計 427,000円